情報ひろば

税

市税の休日・夜間納税相談と収納

納税課では、次のとおり市税の休日・夜間納税相談と収納を行います。昼間仕事などで忙しい人や未納の市税がある人は、ご利用ください。

休日相談　4月21日㈰　午前10時～午後5時

夜間相談　4月26日㈮　午後8時まで

問合せ　納税課

市税の納付は便利な口座振替で

市税の納付に口座振替をご利用になると、金融機関などへ納付に行かなくても、納期限に指定の預金口座から自動的に振替納付されますので便利で安全です。

口座振替の手続きは、取引のある金融機関や郵便局・ゆうちょ銀行または納税課窓口へお申し込みください。一度手続きすれば、毎年自動的に継続されます。

問合せ　納税課

固定資産税の縦覧・閲覧

▶固定資産税の縦覧

市内の土地、家屋に係る固定資産税の納税者であれば縦覧期間中、次の帳簿を縦覧できます。

①土地に係る納税者は土地縦覧帳簿
②家屋に係る納税者は家屋縦覧帳簿
③土地、家屋両方に係る納税者は土地、家屋縦覧帳簿

期間　4月1日㈪～5月31日㈮
午前9時～午後5時30分（土・日・祝日は除く）

▶固定資産課税台帳の閲覧

市内に存する土地、家屋の所有者は、自己所有の物件に限り、4月から年間を通じて固定資産課税台帳の記載事項について閲覧を求めることができます。また、土地や家屋を有料で借りている人、その他権利を有する人は、該当する物件に限り閲覧を求めることができます。

なお、申請時には、①所有者本人の場合は、本人確認ができるもの（運転免許証など）②代理人の場合は、所有者本人の代理人であることが確認できるもの（納税通知書、委任状など）と代理人自身の本人確認ができるもの（運転免許証など）③賃貸借関係人やその他権利を有する人の場合は、権利関係が確認できるもの（賃貸借契約書など）と本人確認ができるもの（運転免許証など）を持参してください。

問合せ　課税課

教育

学校支援地域本部事業 わがまちの学校応援団募集中

学校支援地域本部では、学校支援ボランティアを募集し、学校の求めと地域の力をマッチングして学校の教育活動を支援しています。学校支援ボランティアは「わがまちの学校応援団」といえます。

ボランティア活動の日時など詳細は学校ごとに調整します。特に資格は必要ありません。お気軽にお問い合わせください。

活動の一例

▼**学習支援**　授業や放課後学習における学習を支援
▼**部活動支援**　クラブ活動の指導者を支援
▼**環境整備**　図書室や花壇などの校内環境整備を支援
▼**登下校安全確保**　登下校中における通学路の安全確保を支援
▼**学校行事の開催など**　学校および地域などが連携して行う学校行事や合同行事を支援

問合せ　地域教育振興課

4月の休日窓口開庁日

開庁日　4月20日㈯
開庁窓口　窓口課
開庁時間　午前9時～正午
取扱業務　左記の交付業務のみ
問合せ　休日窓口に関することは市長政策室、取扱業務に関することは窓口課

【休日窓口取扱業務】

①住民票（広域交付住民票は除く）
②戸籍に関する証明書・戸籍の附票
③印鑑登録証明書
など、窓口課にて交付する証明書
※転入・転出などの異動届、住民基本台帳カードの申請、印鑑登録の申請はお取り扱いできません。

福祉

平成25年度第1期生を募集 障害者筋力アップトレーニング教室

障害者のより一層の自立と社会参加を促進するため、トレーニング機器を使った機能回復訓練「障害者筋力アップトレーニング教室」を開催します。

とき　5月11日～7月27日の毎週土曜日（全12回）
▼**A班**　午後1時～2時30分
▼**B班**　午後3時～4時30分
ところ　総合福祉会館
対象　65歳未満の障害者手帳（身体・療育・精神）所持者
※ただし、介護保険第2号被保険者の人は要介護認定1以下の人
定員　A班・B班とも各5人
※申し込み多数の場合は抽選
申込み・問合せ　4月15日㈪～22日㈪に障害福祉課へ。

介護保険料前期分（仮決定）通知書を4月中旬に送付します

平成25年度の保険料は、平成24年中の所得額・年金額をもとに決定しますが、4月時点では平成24年中の所得額・年金額が未だ確定していないため、平成23年中の所得額・年金額をもとに仮計算します。後期分の保険料については、確定した前年所得額・年金額や世帯員の課税状況などに基づき決定し、前期分との調整を行った上で7月中旬に送付する予定です。

◆介護保険料の減免および利用者負担の軽減制度

市では、火災などにより家財やその他の財産に著しい損害を受けたことなどによる法定減免制度を設けています。ただし、適用については、世帯の収入などに条件がありますので、詳しくは高齢介護課にお問い合わせください。

また、法定減免制度以外にも市独自の減免制度を設け、保険料の減免および介護サービス費の自己負担分を助成する制度を実施しています。

問合せ　高齢介護課

福祉タクシーの助成券を交付します

在宅の重度障害者および在宅の要介護認定高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図る目的で、タクシー助成券を交付します。

2種類のタクシー助成券および障害福祉課、高齢介護課交付のタクシー助成券との重複給付はできません。

■障害者福祉タクシー

助成は次の2種類になります。

●福祉タクシー助成券

助成額は一乗車につき500円となり、4月30日㈫までの申請分は年間36枚。それ以降は月3枚交付します。

対象　①身体障害者手帳1級または2級に該当する人で下肢、体幹、視覚、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害の人
②療育手帳(A)の人
③精神障害者保健福祉手帳1級の人
④大阪府特定疾患医療受給者の重症認定患者で利用時に当該疾病に起因する障害種別の身体障害者手帳の交付を受けていない人

●リフト付きタクシー助成券

助成額は大型車一乗車につき1,400円となり、4月30日㈫までの申請分は年間24枚。それ以降は月2枚交付します。

対象　①身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている人
②大阪府特定疾患医療受給者証の交付を受けている人

申込み　印鑑と身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれかを持って、障害福祉課へ。

問合せ　障害福祉課

■高齢者福祉タクシー

助成は次の2種類になります。

●福祉タクシー助成券

助成額は一乗車につき500円となり、申請された月より1カ月あたり2枚交付します。

対象　在宅の65歳以上の要支援2以上の人

●リフト付きタクシー助成券

助成額は一乗車につき1,400円となり、申請された月より1カ月あたり2枚交付します。

対象　在宅の65歳以上の要介護4・5の人
※要介護4以上の人は、2種類のタクシー助成券のうちいずれかを交付します。

申込み　印鑑と介護保険証を持って、高齢介護課へ。

問合せ　高齢介護課

ニュース松原
情報ひろば
税
教育
福祉
上下水道 人権
子育て
消費生活
健康
安全
保険年金
労働相談
各種相談
子育て応援コーナー
歴史ウォーク
催しぽっくす
講座イベント
スポーツ
図書館
地域交流
みんなの広場
イベントガイド

お達者体操くらぶ
無料

マシンを使用しない柔軟体操や筋力トレーニングを中心にした介護予防のための教室です。仲間とともに普段の生活に運動を取り入れ、健康の維持、体力の増進に役立ててみませんか。

とき　5月10日～7月26日（全12回）毎週金曜日　午前10時～11時30分
ところ　市民道夢館第1または第2フリールーム（阿保4丁目）
対象　市内在住の65歳以上で、医師などから運動を禁止されていない人
※平成24年度の参加者は除く。
定員　先着25人
持ち物　運動のできる服装、上靴、飲み物、タオル
講師　健康運動指導士など
申込み　4月12日㈮　午前9時から本人が、直接高齢介護課窓口か、電話でお申し込みください。
問合せ　高齢介護課

こころと体のはつらつ教室
無料

誰もが楽しく気軽に無理なく参加できる教室です。軽い体操に加え脳力トレーニングや音楽療法、簡単な作品を制作したりすることで、頭とからだを若返らせましょう。

とき　4月24日～7月10日（全12回）毎週水曜日　午前10時～正午
ところ　総合福祉会館3階（新堂1丁目）
対象　市内在住の65歳以上で教室参加にあたって介助を必要としない人
※平成24年度の参加者は除く。
定員　先着25人
費用　無料（制作材料費のみ実費）
持ち物　運動のできる服装、飲み物
申込み　4月10日㈬　午前9時から本人が、直接高齢介護課窓口か、電話でお申し込みください。
問合せ　高齢介護課

わくわく筋力トレーニング教室
無料

マシンを用いた少し強めの筋力トレーニングを行い、運動機能を向上させることにより介護予防をめざします。

とき　4月23日～7月11日（全24回）
※祝日は除く
▶Aクラス：毎週火・木曜日　午後1時～2時40分
▶Bクラス：毎週火・木曜日　午後3時～4時40分
ところ　総合福祉会館機能訓練室（新堂1丁目）
対象　65歳以上の介護保険認定を受けていない人で、教室まで自分で通うことが可能な人（健康状態により主治医の意見書を提出してもらい、その結果参加申し込みできない場合があります）。※過去に参加された人は除く。
定員　12人（各クラス6人）　※申し込み多数の場合、また、各クラスは抽選により決定。今回より6人に増員。
申込み　4月8日㈪～15日㈪まで（土・日曜日を除く）に本人が直接、高齢介護課へ。※電話での申し込みは不可。
問合せ　高齢介護課

上下水道

下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ

平成25年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を決定しました。対象区域は主に平成24年度に公共下水道工事を施行した区域です。

主な賦課対象区域　天美東2丁目の一部、岡3丁目の一部、小川5丁目の一部、北新町4丁目の一部、柴垣2丁目の一部、新堂1・2丁目の一部、高見の里3・4・6丁目の一部、立部2丁目の一部、丹南5丁目の一部、西大塚1丁目の一部、西野々1・2丁目の一部、一津屋1・5丁目の一部ほか

受益者負担金とは　下水道は、水洗トイレによる快適な暮らしや浸水対策、河川などの水質保全といった環境衛生の向上に多くの利益をもたらします。

下水道の整備は、国や市の公費だけでは、すべてをまかないきれるものではありません。下水道整備によって、利益を受ける土地の所有者や権利者（受益者）に下水道建設費の一部を負担していただき、下水道の整備を促進しようというのが下水道事業受益者負担金制度です。

問合せ　上下水道総務課

人権

お母さんが安心して話せる場

母親のためのピアサロン「ココ・カラwith」

日頃、気になっていることはないですか？

これからお母さんになる人から子育て中のお母さんまで、わからないこと、聞きたいこと、相談したいこと、話したいことなど、ココ・カラwithにウェルカム！

★4月のサロンテーマ
○16日「習い事どうする？」
○23日「春のおでかけスポット」
※テーマがあるのは第3・4週のみ

とき　▼4月2日・16日㈫は午前10時30分～午後1時30分　▼4月9日・23日㈫は午後1時～4時
ところ　市民活動サポートサロン（ゆめニティプラザ内）
予約専用電話　（☎070・6540・8814）　※24時間予約可能
問合せ　人権文化室

子育て

母子家庭自立支援給付金事業を行っています

市内在住の母子家庭（児童扶養手当を受給している人など）の母が対象。所得制限などの給付条件があります。

また、事前に相談が必要で、原則一人1回限りの受給となります。

■母子家庭自立支援教育訓練給付金

市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合に、受講料の20％を支給します（10万円を限度とし、4000円を超えない場合は支給されません）。

■母子家庭高等技能訓練促進費

対象　資格取得のため、2年以上の養成機関（看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など）で修業している人

支給額　▼非課税世帯　月額10万円（平成24年度入学者から）　▼課税世帯　月額7万500円

※掲載内容については3月1日現在のものです。

※入学が平成23年度以前で、現在修業中の人はお問い合わせください。

申込み・問合せ　子育て支援課

母子自立支援プログラム策定事業を行っています

児童扶養手当受給者の就職などを支援しています。

対象　児童扶養手当を受給している人（生活保護受給者は除く）

支援内容　専門の相談員が相談に応じ、その人にあった就職などのサポートを行います。必要に応じてハローワークなどと連携しています。

※掲載内容については3月1日現在のものです。

申込み・問合せ　子育て支援課

児童扶養手当・特別児童扶養手当今月は支払い月です

ひとり親家庭などを対象とする児童扶養手当と、障害のあるお子さんを養育されている家庭などを対象とする特別児童扶養手当を4月11日㈭に振り込みます（平成24年12月分～平成25年3月分まで）。受給されている人は口座への入金を確認してください。

なお、現況届・所得状況届を子育て支援課へ提出されていない場合は入金されませんのでご注意ください。

問合せ　子育て支援課

前期こそだて応援講座
～地域でこそだてを助け合いませんか～

費用：無料

下表の講座受講者は、ファミサポ援助会員として登録ができます（◉印の講座を受講してください）。

既に援助会員として登録されている人にはスキルアップのための受講をおすすめします。

また、子育て中の人、子育て支援をしたい人、ぜひご参加ください。

子育てについて基礎的なことを学ぶことができる講座です。興味のある講座のみの参加もできます。

とき・ところ・内容　下表参照

定員　各講座20人程度

保育　10人程度（事前申し込みが必要・保育費用1人200円）

申込み・問合せ　子育て支援課

と　き		ところ（市役所内）		内　容（テーマ）	担　当
6月13日㈭	午前10時～10時50分	8階801会議室	◉	ファミサポについて（DVD視聴）	ファミサポ担当者
	午前11時～11時30分		◉	子どもを預かるにあたっての大切なポイント	松原市立保育所長
	午前11時40分～正午		◉	円滑な事業推進のために	子育て支援課課長補佐
6月21日㈮	午前10時～10時50分	8階801会議室	◉	子どもと栄養	地域保健課栄養士
	午前11時～正午			子どもと遊び	子育て支援センターわくわく
7月2日㈫	午前10時～10時50分	8階801会議室	◉	身体の発達（仮題）	地域保健課保健師
	午前11時～正午			おもちゃ作り	子育て支援センターのびのび
7月24日㈬	午前10時～10時50分	8階803会議室	◉	子どもの安全・事故防止	松原消防署（予定）
	午前11時～正午			絵本の読み聞かせ	おはなし小箱の会
8月8日㈭	午前10時～11時50分	大会議室A	◉	子どもへの理解（仮題）	臨床心理士　田中優子さん
	午前11時50分～正午			ファミサポ登録会	ファミサポ担当者
夏のイベント 8月23日㈮	午前10時～11時30分	大会議室A		世界のおもちゃで遊ぼう	キッズいわきぱふ　岩城敏之さん
スキルアップ講座 9月20日㈮	午前10時～正午	大会議室A		自立できる子どもに	生活倫理相談士　北野啓子さん

※ファミサポ登録会に参加の人は、写真2枚（たて3ｃｍ×よこ2.5ｃｍ）と印鑑をお持ちください。

※ファミサポ会員の人は、会員証と受講票をお持ちください。　※スキルアップ講座を企画中。日程は未定です。

★後期子育て応援講座の案内は広報まつばら8月号に掲載予定です。

児童福祉給付金4月22日までに申請を

松原市在住1年以上のひとり親家庭などで今年4月に小学校に入学される児童を対象に、入学一時金を支給します。25年度より受給資格および内容が改正されています。左記「受給資格」をご確認の上申請をお願いします。なお、不明な点については子育て支援課までお問い合わせください。

◆受給資格　4月に小学校に入学する児童を養育している人のうち、4月1日時点で次の条件を満たす人

①児童扶養手当を受給しているもしくは受給することができる人またはひとり親家庭の医療証の交付を受けている人

②対象児童が、引き続き1年以上松原市に居住していること

③生活保護を受けていない人

④中国残留邦人などの円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付を受けていない人

※申請後であっても支給の決定までに、受給資格①～④に該当しなくなったときや対象児童が松原市に居住しなくなったときは支給できません。

◆給付内容　25年度より制度改正により小学校入学時の入学一時金のみ給付。

対象児童1人につき年額　2万500円

申込み　4月1日㈪～22日㈪まで（土・日曜日は除く）に印鑑、申請者名義（保護者）の通帳、健康保険証（受給者および対象児童分）を持参し、子育て支援課へ。

※4月15日㈪・16日㈫は午後8時まで受け付けします。

※23日以降の申請は受け付けできませんので期限内に申請をしてください。

問合せ　子育て支援課

子育てを応援したい人募集
保育ボランティア活動研修

平成25年度登録の保育ボランティアを対象にボランティアマインドや楽しい保育時間の作りかたなどについての研修会を開催します。

※市では女性の社会参加、男女共同参画社会の実現を目指し、講座・相談・会議時間中、参加者の子どもを別室で保育する「一時保育」を実施。一時保育はボランティア登録された人に活動してもらっています。

とき　①4月24日㈬　午前10時～正午
②5月8日㈬　午前10時～正午

ところ　福利厚生会館

対象・定員　保育ボランティアに登録している人、関心のある人　各回15人

申込み・問合せ　4月8日㈪から電話・FAXで人権文化室へ。

消費生活

農産物直売所 街の駅「畑のつづき」松原店

市内の農家が生産した新鮮な旬の野菜や果物を販売しています。

とき　月～土曜日（祝日は開催）午前9時30分～午後3時30分

ところ　大阪中河内農協松原支店北隣り

問合せ　大阪中河内農協松原営農経済センター（☎331・1881）、産業振興課

「まったら愛っ娘～松原育ち～」の農産物の直売を行います

「まったら愛っ娘～松原育ち～」とは、大阪エコ農産物の認証を受けた松原市のエコ農産物のオリジナルブランドで、環境や身体に優しい野菜づくりにとことんこだわって生産されています。

とき　4月26日㈮　午前9時～正午

ところ　市役所1階市民ロビー

問合せ　大阪エコ農産物まったら愛っ娘推進協議会（大阪中河内農協松原営農経済センター　☎331－1881）、産業振興課

頑張る企業訪問 VOl.7

印刷を支え、加工を活かす
～紙媒体の可能性に挑戦～

旭紙工株式会社（三宅中6丁目）
代表取締役社長　橋野昌幸さん

●事業開始の土地に因んだ社名

先代の生家があった平野区喜連旭園という土地で事業を開始しました。日本人は旭・富士・日の出と言った言葉を好む傾向があり、それにちなんで社名を旭紙工と名付けたそうです。その後昭和55年に松原市に移転し、現在に至ります。

●印刷された物を形に変える

印刷物は製本や加工というひと手間が加わって品物になります。弊社は印刷物を加工する技術でさまざまな商品のご提案をしています。使用後にポストカードとして再利用できるカレンダー、初見5秒の壁を破る名刺、レシピに工夫を凝らした瓶製品の首掛けラベルなど、完成した商品の背景には何倍もの失敗作がありますが、思いついたことは全部やろう、という気持ちで企画・開発にあたっています。

●「話せない」人でも意思が伝わるように

親戚に舌がんにかかられた人がおり、舌の切除以降とても内向的になってしまったため、弊社の技術で何か出来ることはないかと思案しました。そこで、印刷が細かな点の集まりで出来ていることを利用し、印刷部分に特殊なバーコードリーダーをあてるとスピーカーから音声が流れるコミュニケーションツールを開発しました。今では、社会生活において言葉を話せない人や外国の人との交流の際にお役立ていただいてます。

●紙でなければ出来ないことはまだ残っている

印刷物は日本の経済行為のすべてに関わっています。その中でも「色んな物に興味を持って、弊社が出来ることを探して提案していく」というスタンスを持ち続け、住みよい社会の実現に貢献して行きたいと思っています。

問合せ　産業振興課

※詳細については市のHPをご覧ください。

◇商工会議所からの紹介です。

健康

保健師・看護師による健康相談

60歳以上の市民を対象に、保健師・看護師が相談をお受けします。市内の各老人センターで実施します。

※健康手帳をお持ちの人は持参してください。

受付時間　午後1時30分～2時30分

※つるかめ苑のみ午後1時～2時30分

日程・ところ

▼4月4日㈭　弁天苑
▼4月18日㈭　松寿苑
▼4月25日㈭　松南苑
▼5月1日㈬　つるかめ苑
▼5月7日㈫　新町福寿苑
▼5月16日㈭　恵寿苑
▼5月23日㈭　高見苑
▼5月28日㈫　天美荘

問合せ　地域保健課

ヨロシクね！ 献血にご協力を

とき・ところ
▶4月21日㈰
大阪中河内農協三宅支店前
午前10時～正午
午後1時～3時30分

※400ml献血のみ

問合せ
松原市社会福祉協議会
（☎333－0294）

がんドックの受付を開始

平成25年度のがんドックの受付を4月11日㈭より開始します。

4月11日㈭のみ午前8時30分から受付を開始します。地域保健課直通電話（☎337・3125または、☎337・3126）におかけください。

●がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん）を1日で受診することができます。

●対象となる全てのがん検診を受けられる人に限り、申し込みができます。

●申し込みの時点で対象年齢に達していない場合でも、受診日に達する日程で申し込みができます。

●日程や対象、費用など詳しくは、今月号の広報紙と同時配布の「平成25年度保健事業案内」をご覧ください。

なお、その他の集団検診は、5月9日㈭から申し込みを受け付けします。

※受け付け開始から2時間程度は混雑が予想されます。ご了承ください。

申込み・問合せ　地域保健課

健康ガイド

いしはまクリニック(阿保3丁目)　院長　石濱達彦

「隠れ腎臓病」

慢性腎臓病(CKD)は腎臓の障害を示す検査の値や腎臓の働きが悪くなる状態が慢性的に続き、放置しておくと腎不全になり人工透析や腎移植を受けなければ死に至る病気です。10年前にこの病気の概念が提唱され、注目されるようになっています。現在の日本のCKD患者数は1300万人を超え、成人の8人に1人がCKD患者と見られています。

CKDは単に末期になると透析になるというだけではなく、心筋梗塞や脳卒中の発症の危機が高まります。このため早く発見し、早く治療することが重要になります。早期に治療することで腎障害の改善が見込めます。

早期にCKDを発見する方法として、試験紙により尿中にタンパクが出ているかどうかチェックする方法があります。この試験紙は薬局で市販されています。また定期的に血液検査を受けてチェックします。尿中タンパク反応陽性や血液で腎機能低下が認められた場合、その原因を調べます。多くは高血圧、糖尿病、脂質異常、メタボリックシンドローム、など生活習慣病に起因しています。もちろんこれ以外にもさまざまな原因となる病気があります。

原因になると考えられる病気をコントロールすることで、腎障害の改善が見込めます。いずれにせよ、隠れ腎臓病のうちに早期発見、早期治療をすることが大切です。

歯科健康相談

～お口のことで気になることはありませんか？

歯科医師や歯科衛生士による相談を受けることができます。

とき　4月8日㈪　午後1時45分～
ところ　保健センター
定員　先着5人（予約制）
申込み　地域保健課

初心者のためのウォーキング教室

効果的で安全なウォーキング方法と続けるコツについて学び、自分に合った運動習慣を身につけてみませんか。

とき　5月9日・16日・23日・30日・6月6日・13日㈭　午後0時40分～3時30分　※6回で1コースです。
ところ　市民体育館
内容　運動実技、講話、栄養診断、体組成測定、血圧測定など
対象　運動を行ってもよい40歳から74歳までの市内在住の人
定員　先着25人
持ち物　運動靴（上履き）、タオル、飲み物、筆記用具
費用　500円
申込み・問合せ　5月2日㈭までに電話で地域保健課へ。

藤井寺保健所からのお知らせ

住所　藤井寺市藤井寺1－8－36
☎072－955－4181（代表）※市外局番からおかけください
HP　http://www.pref.osaka.jp/fujiiderahoken/

●HIV即日検査(抗体検査)【無料、匿名可】　毎週水曜日／午前9時30分～10時30分
●肝炎ウイルス検査【無料、予約制】　第2・4水曜日／午後1時30分～2時30分
●こころの健康相談【予約制】　こころの病気、ひきこもり、アルコール依存症など
精神科医、精神保健福祉担当者などが相談に応じます。
▶「ひきこもり家族学習会」【不定期、要事前相談】
▶「精神障がい者家族教室」【不定期、要事前相談】
●医療機関に関する相談【無料】　毎週月～金曜日／午前9時15分～午後0時15分、午後1時～4時

生活衛生室　☎072－952－6165

●飲用水・井戸水検査・浄化槽放流水・プール水・浴槽水検査【有料、予約制】　依頼の際はお問い合わせください。
●腸内細菌検査【有料】　毎週月・火・水曜日／午前9時30分～正午
●寄生虫卵検査【有料】　毎週月～木曜日／午前9時30分～正午
●室内のホルムアルデヒド・VOC測定【有料、予約制】　依頼の際はお問い合わせください。
●飼えなくなった犬の引き取り窓口　4月から犬・ねこの相談室藤井寺分室（☎072－937－1101）に変更となりました。要事前相談　毎週月・水曜日／午前9時30分～正午　※印鑑持参、有料

※いずれも土・日・祝日は除きます。

安全

狂犬病予防注射と飼犬登録を！

狂犬病は犬だけの病気ではありません。予防注射は狂犬病から人の命を守るため、すべての犬に義務づけられています。

狂犬病は、狂犬病を発症した動物にかまれる事によって感染し、発病すると100％死亡する恐ろしい病気です。

市では4月3日㈬～13日㈯の期間内（5日間）に狂犬病予防集合注射を実施します。詳しくは広報まつばら3月号の8ページをご覧いただくか、環境予防課にお問い合わせください。

また、犬の散歩などにおけるふんの処理は責任をもって行いましょう。

問合せ　環境予防課

カラスによる被害を防ぐために

近年、カラスによる生活被害（ごみを散らかす・うるさい・おそわれる）が各地で起きています。都市部では、人との共存生活においてさまざまな問題が生じています。カラス被害対策として、市民の皆さんのご協力をお願いします。

■ごみの出し方を工夫しましょう

①台所から出る生ごみの総量を減らしてください。餌になる物が入っていなければカラスも来なくなり、数も減るでしょう。

②ごみ袋を出すとき、カラスの餌になりそうな物は、新聞紙に二重三重にくるんで、ごみ袋の中心部に入れるなどの工夫が大切です。外から餌が見えないようにしてからごみ袋を出してください。

■餌やりをやめましょう

公園などでハトなどに餌を与える人を見かけます。その餌を狙ってやってくるカラスも目立つようになりました。餌やりをすることで、カラスは、人が餌をくれるものだと思い、人を恐れなくなり、人と野生動物の適正な距離が保てなくなります。餌やりはやめましょう。

問合せ　環境予防課、環境業務課

春の地域安全運動を実施

春の地域安全運動が4月21日㈰から4月30日㈫の間実施されます。

●運動の重点

①ひったくりなど街頭犯罪の被害の防止

②子どもと女性を対象とする犯罪の被害の防止

③空き巣等住宅を対象とする侵入窃盗の被害の防止

④振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止

●春の地域安全運動決起大会

とき　4月22日㈪　午前10時～

ところ　松原商工会議所2階

内容　大阪府警察音楽隊の演奏や大阪府警察生活安全指導班による防犯教室、神戸モンキーズ劇場によるモンキーパフォーマンスショーなど

問合せ　松原警察署（☎336・1234）

「毎月19日」に普通救命講習会を開催しています

頼りはその場にいるあなたです。適切な応急手当を行って、救急隊そして医師へとリレーできれば、多くの貴重な命が救われます。ぜひ講習会に参加し、心肺蘇生法を身につけてください。講習修了後に「修了証」をお渡しします。

とき　下表のとおり、いずれも午前9時30分～午後0時30分

ところ　松原市消防本部4階

対象・定員　13歳以上の市民および市内在職、在学者　各日先着25人

服装　トレーニングウェアなどズボン着用

申込み　下表の申込み期間に、消防署救急係へ来署または電話でお申し込みください。

問合せ　消防署救急係

▶普通救命講習会

開催日	申込み期間
4月19日㈮	4月1日㈪～ 15日㈪
5月19日㈰	5月1日㈬～ 15日㈬
6月19日㈬	6月1日㈯～ 15日㈯
7月19日㈮	7月1日㈪～ 15日㈷
8月19日㈪	8月1日㈭～ 15日㈭
9月19日㈭	9月1日㈰～ 15日㈰
10月19日㈯	10月1日㈫～ 15日㈫

保険・年金

国民健康保険料納入通知書を送付します

4月中旬に、国民健康保険料（前期分）の納入通知書を送付します。今回送付する納入通知書は平成25年度前期分第1期（4月）～第3期（6月）までの国民健康保険料です。

平成25年度の保険料は、平成24年中の総所得金額をもとに決定しますが、賦課期日である4月1日時点では、平成24年中の総所得金額が把握できないため、平成23年中の総所得金額をもとに仮算定したものです。

なお、年間の保険料につきましては、7月に確定し通知します。

※特別徴収（年金天引き）の人には、別途通知書を送付しますのでご確認ください。なお、平成24年度に特別徴収に該当していた世帯でも、平成25年度中に75歳を迎える人がいる場合などは普通徴収（納付書での支払いまたは口座振替）に変更となりますので、ご注意ください。

問合せ　保険年金課

国民健康保険への加入・脱退など必ず14日以内に届出を

国民健康保険への加入・脱退などがあった場合、必ず14日以内に届出が必要になります。14日を過ぎた場合、受けることのできる給付などに制限がかかる場合がありますので、ご注意ください。

なお、手続きに必要な書類がありますので詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

問合せ　保険年金課

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料が改正に

4月から平成26年3月までの国民年金保険料は、下表のとおりです。

また、国民年金保険料を前納されますと、保険料が割引となりますのでぜひご利用ください。

問合せ　天王寺年金事務所（☎06－6772－7531）

▶平成25年度国民年金保険料額（月額）

	改正前(月額)	改正後(月額)	変更額
定額保険料	14,980円	15,040円	＋60円
4分の3納付(4分の1免除)	11,240円	11,280円	＋40円
半額納付(2分の1免除)	7,490円	7,520円	＋30円
4分の1納付(4分の3免除)	3,750円	3,760円	＋10円

✽国民年金　こんなときには届出が必要です

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することになります。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料を納める方法が違います。届け出は、加入する時だけでなく、結婚や就職、転職などで種別が変わったときにも必要です。もし、届け出されなかった場合、年金額が少なくなることや受け取れない場合もありますので、必ず届け出をしましょう。

問合せ　保険年金課、天王寺年金事務所（☎06－6772－7531）

どんな人が	どんなとき	加入の届出場所
学生・自営業者・無職など	20歳になったとき	年金事務所または市役所（保険年金課）
《第1号被保険者》学生・自営業者・無職など	会社員・公務員になった《第2号被保険者へ》	勤務先
	会社員・公務員の配偶者に扶養されることになった《第3号被保険者へ》	配偶者の勤務先
《第2号被保険者》会社員 公務員	退職・離職（失業）した《第1号被保険者へ》	市役所（保険年金課）
	会社員・公務員の配偶者に扶養されることになった《第3号被保険者へ》	配偶者の勤務先
《第3号被保険者》会社員・公務員の配偶者に扶養されている人	①配偶者が退職・離職（失業）・65歳になった・死亡した ②配偶者の扶養でなくなった《第1号被保険者へ》	市役所（保険年金課）
	会社員・公務員になった《第2号被保険者へ》	勤務先

労働

医療事務講座を開催

現在、就職を目指している人を対象に講座を開催します。

とき　▼5月8日(水)・10日(金)・13日(月)・15日(水)・17日(金)・23日(木)・28日(火)・30日(木)・6月3日(月)・5日(水)・7日(金)・12日(水)・14日(金)・17日(月)・19日(水)・21日(金)・28日(金)は午前10時～午後0時30分
▼5月21日(火)・6月10日(月)・24日(月)・26日(水)は午前10時～午後4時
※時間の変更あり
※7月1日(月)は予備日

ところ　市役所8階会議室

内容　医療事務（医科）の概要を学び、医療制度・法規・カルテの読み方などの実務知識を習得します。

対象　就職を希望する市内在住の人で、全ての講座に参加可能な人
※パート・アルバイト・自営業者など仕事をしている人や学生は受講できません。

費用　受講料2万円

定員　20人（申し込み多数の場合は抽選）

申込み　4月15日(月)（当日消印有効）までに、往復はがきに住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、受講の動機を、返信用には住所、氏名を記入して、〒580－8501　松原市役所産業振興課「医療事務講座」係へ。一人1通有効。

問合せ　産業振興課

4月から　労働相談の実施方法が変わります

旧　事前予約にて月1回、市役所にて実施

→

新　随時予約で、各事務所にて適宜対応

●相談先は社会保険労務士(以下「社労士」)事務所リストより選択することができます。
●相談日は選択された社労士と相談の上、決めることができます。
●労働相談利用券により、初回30分が無料になります。
それ以降につきましては、各社労士にお問い合わせください。
※相談場所は予約された社労士事務所になります。

労働相談の流れ

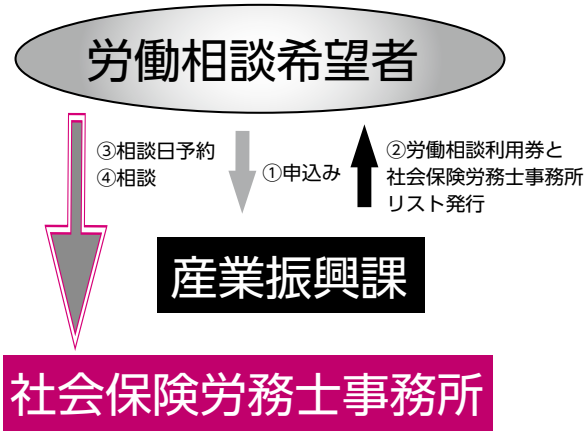

①労働相談希望者は、直接または電話で産業振興課に申し込む。
②市役所より労働相談利用券＋社会保険労務士事務所リストを発行。
③上記リストより社会保険労務士事務所を選び、相談者が予約を取る。
④労働相談利用券を持参し、予約した事務所で相談する。
（本人確認のため、身分証明書の提示が必要）

問合せ　産業振興課

相談

憲法週間にちなんで「特設人権相談」を開設

5月1日から7日までは憲法週間です。憲法は基本的人権の保障を重要な柱の一つとしています。

この憲法週間にあたり、人権擁護委員による「特設人権相談」を開設します。※費用は無料、秘密は厳守。

とき　5月2日(木)　午後2時～4時（一人1時間以内）　※要予約

ところ　市役所3階相談室

申込み・問合せ　電話で人権文化室へ。

行政書士による無料相談

書類作成（遺産相続、遺言書、任意後見契約、NPO法人設立など）に関する相談および、外国人の帰化、各種営業許可申請に関する相談に無料で応じます。一人約30分で要予約。

とき　4月20日(土)　午後1時30分～4時

ところ　ゆめニティプラザ市民サロン

定員　先着6人

申込み・問合せ　大阪府行政書士会南大阪支部（☎334・0150）